肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
乾燥菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第一中三の項ホ又はヘに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第二中十五の項に掲げる原料を加熱乾燥したもの）	（略）	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三　（略）
(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
副産動植物質肥料（専ら原料規格第一に掲げる原料を使用したものをいう。）	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五・六　（略）
混合有機質肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの 二　一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの）	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五・六　（略）
五　副産肥料等			
(1)　登録の有効期間が三年であるもの			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第二中十五の項に掲げる原料を使用したもの	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
乾燥菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第一中三の項ホ又はヘに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第二中十五の項に掲げる原料を加熱乾燥したもの）	（略）	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三　（略）
(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
副産動植物質肥料（専ら原料規格第一に掲げる原料を使用したものをいう。）	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五・六　（略）
混合有機質肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの 二　一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの）	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五・六　（略）
五　副産肥料等			
(1)　登録の有効期間が三年であるもの			
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第二中十五の項に掲げる原料を使用したもの	（略）	（略）	一～三　（略） 四　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたもの